

問題76

□□□

事例を読んで、G医療ソーシャルワーカー（社会福祉士）によるHさんの経済的な不安への対応に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

[事例]

Hさん（48歳）は、企業に勤務する会社員で、専業主婦の妻（46歳）と大学生の長男（20歳）の3人暮らしである。2週間前に脳梗塞を発症し、現在、急性期病院に入院中である。主治医から、重度の麻痺により今後は歩行が困難になるため、来週リハビリテーション病院に転院し、3か月ほどのリハビリテーション治療が必要であることを告げられた。転院等の相談のためにG医療ソーシャルワーカーが紹介された。G医療ソーシャルワーカーは、「医療費及び生活費などの経済的なことが心配です」と訴えるHさんに具体的な情報を提供した。

- 1 転院前に障害年金を受給できることを説明する。
- 2 介護保険の要介護認定を受ければ、生活費が支給されることを説明する。
- 3 療養の給付により医療費の一部負担金が全額免除されることを説明する。
- 4 勤務先から入院中の休業に対して報酬が支払われていなければ、傷病手当金を受給できることを説明する。
- 5 特別児童扶養手当を申請すれば、支給されることを説明する。

- 正解 4 1 × 転院前の時点では、障害認定日が到来しておらず、障害等級の認定がされない（障害認定日における障害等級の要件を満たせない）ため、障害年金は受給できない。障害認定日とは、障害の原因となった病気の初診日から1年6か月を過ぎた日、又は1年6か月以内に症状が固定した場合はその日のことを指す。事例では、脳梗塞を発症して2週間しか経過しておらず、症状も固定した状態にない（これからリハビリテーション治療が始まる）ことから、障害認定日が到来しておらず、現段階で障害等級の認定がされない。
- 2 × 介護保険から生活費が支給されることはない。
- 3 × 療養の給付は、診察、薬剤・治療材料の支給、処置、手術、入院、入院時の看護などを給付するものであり、これに要した医療費の3割を一部負担金としてHさんは自己負担する。
- 4 ○ 傷病手当金は、健康保険の被保険者が、業務外の事由による病気やけがのため療養中で労務不能となり、連続して3日休んだとき、4日目から支給される。企業に勤務するHさんは、健康保険の被保険者であると考えられるから選択肢の説明は適切といえる。なお、傷病手当金の受給中に勤務先から報酬が支払われている場合、その報酬が傷病手当金の額よりも少なければ、その差額が支給される。
- 5 × 特別児童扶養手当は、20歳未満で障害等級に該当する程度の障害のある者を家庭で監護、養育している父母等に支給されるものであり、Hさんの長男はこれに当たらないから、支給されない。